

# 維持会員に関する規程

公益財団法人海外子女教育振興財団

## (目的)

第 1 条 この規程は、定款第 38 条第 2 項及び第 39 条の規定に基づき、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下、「財団」という。）の維持会員としての入会及び退会並びに会費に関し、必要な事項を定めるものである。

## (維持会員)

第 2 条 財団の使命及び目的を支持し、その事業の遂行を援助することに賛同して、入会申込みのあった法人その他の団体又は個人は、維持会員（以下、「会員」という。）になることができる。

## (入会手続)

第 3 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を財団に提出し、会長の承認を得るものとする。

## (維持会費)

第 4 条 会員は、入会以後毎年、所定の維持会費（以下、「会費」という。）を納入するものとする。  
2 前項の会費は、受益の程度等を勘案して、会長が法人、団体又は個人ごとに個別に定める。

## (会員の特典)

第 5 条 会員は、財団が実施する事業について、次の特典を享受することができる。  
(1) 教育相談、教育情報の無料利用  
(2) 機関誌「海外子女教育」（月刊）の無料配付  
(3) 会員等を対象とする研修会、セミナー等への無料参加  
(4) 会員割引価格が設定されている場合には、その適用

## (会費の用途)

第 6 条 各事業年度における会費合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

## (退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出し、会長の承認を得なければならない。  
2 会員が退会した場合、すでに納入済みの会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

## (改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (規則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、この公益法人の設立登記の日から実施する。